



第337号

ねっとわーく 芦屋

発行日 令和2年8月31日
発行者 芦屋町商工会
Tel 093-222-2111
Fax 093-222-1201
E-Mail:ashiya@shokokai.ne.jp
http://www.ashiyashoko.com

～商品券のお取扱について～



商品券取扱店

当店で下記商品券をご使用いただけます

お買い物・工事のご用命は町内で

現在、一部をのぞく芦屋町の事業所で使用できる「芦屋町地域振興券“にこにこ”商品券」、「芦屋町商工会 商品券」の2種類の商品券に加え、「芦屋町高齢者・子育て世帯生活応援商品券」が新たに追加されます。新たに追加される商品券は、一部使用できる事業所が異なるためご注意ください。使えるお店一覧は、芦屋町商工会または芦屋町商工会ホームページにご用意しております。

※使えるお店一覧 イメージ図

芦屋町商工会

検索

各種商品券の換金方法について

芦屋町商工会商品券	にこにこ商品券 (プレミアム付商品券)	芦屋町高齢者・子育て世帯生活応援商品券

- 換金日時：
 - ・火曜日・金曜日 10時～16時 1事業所 1回まで
 - ※換金日が休日の場合 火曜日が休日→前日の月曜日
 - 金曜日が休日→前日の木曜日
- 換金金額：
 - ・5万円以下 → 窓口で即日換金
 - ・5万円超 → 銀行振込（振込料は商工会負担）
 - 15日締め翌週支払、月末締め翌週支払
 - ・5万円超 10万円以下で事前連絡を頂いた場合、窓口換金可
 - ※必ず換金日前日の16時までに連絡をお願いします。

(ご案内)
・商品券をお持ちになる際は、お手数ですが商品券の種類ごとに分け、枚数をご確認の上ご持参ください。

■換金窓口：
芦屋町商工会 商品券換金窓口まで
遠賀郡芦屋町中ノ浜9-52
(TEL) 093-222-2111

～芦屋町エールクーポンのご案内～

エールクーポンの使用期限は8月31日(月)です。
換金は、9月末までをお願いします。

～新規会員事業所のご紹介～

去る8月27日(木)に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
アンシン企画株式会社 安 日出守	芦屋町山鹿 796-10	不動産業

芦屋町 だごびーなどわら馬まつり

国選択無形民俗文化財にも指定されている芦屋の初節句をお祝いする八朔行事が下記の日時で開催されます。

日時：9月1日(火)～27日(日)
10:00～17:00 (※最終日は15:00まで)
会場：芦屋町中央公民館、芦屋釜の里(有料)、
芦屋歴史の里(有料)、国民宿舎マリンテラスあしや
芦屋町観光協会



『芦屋町イベント開催中止のお知らせ』

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、芦屋町でも多数のイベント中止が発表されました。

新たに令和2年度の中止が決定されたイベントは以下の通りです。

- ・はしご酒祭り
- ・祭りあしや
- ・芦屋基地航空祭
- ・芦屋町商工会青年部ファミリーフィッシング



その他のイベントにつきましては、各団体及び、芦屋町のホームページ(<https://www.town.ashiya.lg.jp/>)をご覧ください。

「中小企業退職金共済のお知らせ」

中小企業退職金共済は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）が運営する中小企業のための退職金制度です。共済掛金は、毎月の口座振替で自動的に掛金が支払われるため手間がかかりません。更に、掛金も全額非課税の損金となるので税金対策としても有効な共済制度です。

「退職金制度を作りたいけども、どうしたら良いかわからない。」という方にお勧めの共済となっております。

ご興味を持たれた方は芦屋町商工会
☎(093-222-2111) 甲斐までご連絡
ください。



「JPQR決済サービスのお知らせ」

JPQRとは、店頭の一つのQRコード読み取り機を置くだけで複数の決済サービス事業者との同時契約が可能になります。電子決済が主流となりつつある今、導入を推奨しています。今後、対応可能になる決済サービス事業者は下図の通りです。



なお、JPQR事業は令和2年6月22日よりWeb受付を開始しております。ご興味のある方は、総務省JPQRホームページまで。

JPQR

検索

福岡県事業者支援（新型コロナウイルス感染防止対策助成金（仮称）の創設）



今般、新型コロナウイルス感染症と長く付き合っていかなければなりません。このような状況の中、県民が日常的に利用し飲食の際にはマスクを外すことで、感染リスクが高くなる「飲食店」の感染防止対策を支援します。また、これらの飲食店を県民が安心して利用でき、飲食店の売り上げ回復につながるよう、情報提供する事業を実施します。(8月20日 福岡県庁 HP)

- ◎概要：マスク、消毒液等の感染対策に要する費用を助成
- ◎対象：県内の飲食店（持ち帰り店を除く約4,800店）
※県の「感染防止宣言ステッカー」の掲示が必要
- ◎給付金：1事業者一律5万円（複数店舗を有する場合は10万円）
- ◎事業総額：約28億円（9月補正予算に計上）
- ◎実施時期：令和2年9月7日（予定）
(対象期間は令和2年4月1日～)



「感染防止宣言ステッカー」とは？

「感染防止宣言ステッカー」を店舗等の目立つところに掲示することで、県民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。ぜひ、店舗等の利用者への安心の提供と感染拡大防止のため、この取組みにご協力ください。

※「感染防止宣言ステッカー」を取得するには、業種別ガイドラインなどの事業者が実施すべき感染防止対策をすべて実施していただく必要があります。※業種別ガイドラインは、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」（内閣官房ホームページ）からご確認ください。

主な注意事項

- ・「感染防止宣言ステッカー」利用事業者に対し、福岡県又はその指示を受けた者が施設を訪問し、感染防止対策について取材するなど直接確認をさせていただきます。
- ・申請内容が虚偽であった場合やその他福岡県が不適切と判断した場合には発行したデータの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

申請方法

- (1) 以下の申請フォームをクリックして、申請前確認を行います。
- (2) 入力したメールアドレスに県からメールが届きますので、内容をご確認の上、メール内のURLから本申請の手続きをします。
- (3) 本申請に関して、基本情報や感染防止対策チェックシートへ入力し、回答を完了させます。[※参考 感染防止対策チェック項目 \[PDFファイル/1.21MB\]](#)
- (4) 再度、県からメールが届きますのでメール内のURLから「感染防止宣言ステッカー」を取得ください。
- (5) 取得した「感染防止宣言ステッカー」を印刷し、店舗等の目立つところに掲示してください。
～福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口～
電話番号：0570-783-019
対応時間：平日9時～20時まで
●お問い合わせ前に「[感染防止徹底ステッカー](#)」Q&Aをご覧ください。

東京移住者支援



移住支援金の対象企業を募集しています。福岡県では、東京23区（在住者または通勤者）から福岡県内に移住し、福岡県が移住支援事業の対象とする中小企業などに新規就業された人に対して、移住支援金を支給する移住支援事業を行っています。本、芦屋においても当該事業の対象企業を募集しています。登録の対象となる企業などの要件や掲載方法については、下記サイトの「福岡移住支援金 対象企業募集中」を確認してください。
▽福岡県移住・就業マッチングサイト <https://fukuokaken-iju.jp>
▽問い合わせ
福岡県移住・就業マッチングサイト運営事務局
(受託事業者) 株式会社アソウ・ヒューマニーセンター (Tel <092> 733局8293)

～税理士による税の無料相談会開催のお知らせ～

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。ご相談は無料です。お申し込みは事前に商工会（☎222-2111）担当：甲斐、原）まで。

- ◇日時：9月7日（月）、15日（火）、25日（金）
- ※時間はいずれも10時～16時です。
- ◇講師：澤田 一弘

